

Ⅱ

入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）に関する事項

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後 6 時以降）、適温で提供しています。